

一 平成11年度決算の背景

1 経済の動向と財政

平成10年秋頃からの金融機関の経営に対する信頼の低下、雇用不安など厳しい経済状況にありましたが、この状況を脱却するために、政府は平成10年11月に緊急経済対策を決定し、金融危機、経済不況の克服に取り組み、金融システムの改革、雇用創出等、様々な構造改革に努めてきました。その後、平成11年11月には景気回復の一段の推進に努めるとともに、経済社会構造の改革を実現することを目指して、総事業規模17兆円の経済新生対策を決定しました。

最近の我が国経済は、各種の政策効果に加え、アジア経済の回復などの影響で、緩やかな改善が続いていますが、未だ民間需要に支えられた自律回復には至っていないことから、平成11年度の我が国の国内総生産の実質成長率は、当初政府経済見通しの0.6%を0.1ポイント下回る0.5%（速報値・前年度2.0%減少）となりました。また、物価面においては、消費者物価が0.5%の減少（同・0.2%の上昇）、卸売物価が1.0%の減少（同・2.5%の減少）となりました。

2 地方財政対策

平成11年度の地方財政対策は、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、景気に最大限配慮して実施される恒久的な減税に伴う影響を補てんするほか、歳出面においては、徹底した行政経費の抑制を基本とする一方、当面の緊急課題である経済再生への対応、少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実等に対処するとともに、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とし、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないように補てん措置等が講じられました。その概要は次のとおりです。

- (1) 個人住民税の恒久的な減税に伴う減収については、たばこ税の国と地方の税率変更、その代替的性格を有する財源として地方特例交付金の創設及び減税補てん債の発行により補てんする。
- (2) 恒久的な減税の実施による地方交付税の減収については、国と地方が折半して補てんする。また、平成10年度に講じた平成10年度から平成12年度までの間の制度改正による財源不足のうち、地方交付税対応分については、一般会計からの加算額を地方交付税特別会計に繰り入れるとともに、平成9年度分の精算を平成13年度以降に繰り延べ、その残額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じるほか、地方財源不足見込額については、建設地方債（財源対策債）の発行により補てんする。
- (3) 平成11年度の地方交付税については、平成4年度までの国庫補助負担率の投資的経費に係る引下げ分及び平成5年度の見直し分、平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響分や国民健康保険制度の見直し分、昭和61年度、平成4年度から平成8年度まで及び平成10年度の一般会計から交付税特別会計への利子負担相当額の繰入分等の繰延べを行うことなどにより、その総額を確保する。
- (4) 平成12年度の介護保険制度の円滑な導入に向け、介護サービス関連施設の整備に係る地方単独事業及び準備に必要な職員の増員等に対し、所要の地方財政措置を講じる。
- (5) 国民健康保険制度の高額医療費共同事業に対する都道府県の助成額400億円については、地方交付税の特例措置360億円（交付団体分相当額）及び調整債40億円（不交付団体分）により対処する。
- (6) 平成11年度に一般財源化された国庫補助負担金については、所要の地方財政措置を講じる。
- (7) 地方債については、恒久的な減税の実施に伴う減収及び地方財源の不足に対処するための措置を講じる。

等の方針に基づいて、平成11年度の地方財政計画（88兆5,316億円、対前年度比1.6%増）及び地方債計画（16兆3,970億円、対前年度比1.9%増）が策定されました。

このような情勢を踏まえ、政府は、我が国経済を民需中心の本格的回復軌道に乗せ、平成12年度の国内総生産の実質成長率を1.0%程度とするため、平成11年度は公共事業等予備費の使用を含め3回の景気回復策を打ち出し補正予算を成立させるとともに、これに伴い地方債計画の改定（改定後18兆7,930億円、対当初比14.6%増）も行われました。